

住居表示について

住居表示を実施していない地区では、住所を表す際に「字名」と「地番」を用いていますが、地番は住所を表すためのものではなく、土地に付けられた番号です。そのため、地番は一軒の家で一つとは限りません。同じ地番に多くの家が建っていたり、分筆や合筆の積み重ねにより、枝番が付いたり欠番が生じ、次第に分かりやすい住所を表すことが難しくなってきます。

住居表示を実施すると、町を適切な大きさに分割し、建物に新しい住所を振り直し、住所を規則正しく整えます。

住居表示を実施すると・・・

住所の表し方が次のように変わります

【例】・ 現在 平塚市 山下 ○○○番地

・ 実施後 平塚市 “山下一丁目” △△番 □□号
(新町名)

旭地区のこれからの住居表示

	大字名	実施時期（予定）
(旭地区) 第2次実施区域	徳延 纏 河内	令和7年度
(旭地区) 第3次実施区域	根坂間 出縄 公所 ※高村	令和10年度

※高村については、UR都市機構による平塚高村団地再生事業の進捗状況を踏まえ、高村地区の両自治会と協議した結果、第3次実施区域に含めることとなりました。

旭地区住居表示に関する「住居表示検討ニュース」は定期的に発行・配付しております。

また、平塚市ホームページでも住居表示に関する情報や過去のニュース等も確認できますので、ご活用ください。

